



入力方向

5 2 7 1

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード
:	:	:	:



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査

平成29年度漁業・漁村の6次産業化調査

漁業経営体等における6次産業化業態別調査票 (漁家レストラン用)

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の目的のみに使用するもので、課税など統計以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》◇オンライン調査も可能です。

【調査の対象】

1 「漁家レストラン」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。

漁家レストランは、食品衛生法に基づき飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の人に自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得る事業をいいます。

2 平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)の1年間を対象としています。(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

【回答方法及び返信の留意事項】

1 オンラインで回答される場合は、同封の「オンライン調査システム操作ガイド」にしたがって回答してください。

2 ご記入いただきました調査票は、同封している返信用封筒に入れて11月3日までに投函をお願いします。

3 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。

4 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

★○印は点線に沿って記入してください。

記入見本 ①

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

1 漁家レストランの概要

(1) 漁家レストランはどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。

漁業者	個人	101	<input checked="" type="radio"/> ①
	団体		<input type="radio"/> ②
漁業協同組合等			<input type="radio"/> ③

【用語の説明】

漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合を「個人」とし、会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合を「団体」に区分します。
 漁業協同組合等は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等が50パーセント以上出資する子会社、漁業協同組合青年部・女性部及び任意組織等が該当します。

(2) 平成28年度の漁家レストランの営業日数を記入してください。

年間営業日数	102	:	:	:	:	日
--------	-----	---	---	---	---	---

【用語の説明】

年間営業日数は、営業時間の長短にかかわらず、1日1時間でも営業すれば1日とします。

(3) 平成28年度の漁家レストランにおける売上金額について、記入してください。
 なお、売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

		億	千万	百万	十万	万	
年間売上金額	103	:	:	:	:	:	万円

注: 消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

【用語の説明】

漁家レストランにおける売上金額は、飲食代金のほか漁家レストランの売上すべてが該当します。
 ただし、施設に併設された水産物直売所及び民宿の売上金額は含めません。

【記入例】年間売上金額: 299万4千円の場合

		億	千万	百万	十万	万	
		:	:	3	0	0	万円

注: 消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

売上金額なし	104	<input checked="" type="radio"/> ①
--------	-----	------------------------------------

調査は以上で終わりです。
 ご協力ありがとうございました。
 返信用封筒にて、返送してください。

(4) 年間利用者数(延べ人数)について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

年間利用者数	500人未満	105	<input checked="" type="radio"/> ①
	500~1千人未満		<input type="radio"/> ②
	1千~5千人未満		<input type="radio"/> ③
	5千~1万人未満		<input type="radio"/> ④
	1万~2万人未満		<input type="radio"/> ⑤
	2万人以上		<input type="radio"/> ⑥

【年間利用者数】

年間利用者数が正確にわからない場合は、下の式を参考に、おおよその数を算出してください。

$$\text{年間利用者数} = \text{1日当たりの利用者数} \times \text{年間営業日数}$$

【記入例】

1日当たりの利用者数が約30人で、年間営業日数が200日の場合、年間利用者数は30人×200日=6,000人となり、5千~1万人の範囲に○を記入してください。

2 従事者の状況

(1) 平成28年度に漁家レストランの経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期(月)の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、記入に当たっては役員・家族(有給無給に関係なく)も含めて記入するとともに、従事者のうち「常雇い」及び「臨時雇い」の人数についても記入してください。

区	分	従事者 計 (雇用のほかに「役員・家族」を含みます。)												
		うち、雇用						うち、雇用						
		常雇い						臨時雇い						
男性	65歳未満	201	:	:	:	人	:	:	:	人	:	:	:	人
	65歳以上	202	:	:	:	人	:	:	:	人	:	:	:	人
女性	65歳未満	203	:	:	:	人	:	:	:	人	:	:	:	人
	65歳以上	204	:	:	:	人	:	:	:	人	:	:	:	人

【用語の説明】

- ・ 従事者には、役員・家族及び経営方針の決定への参画のみの者も含まれます。
- ・ 役員は、経営者、役員、組織の構成員、漁協の職員が該当します。
- ・ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ・ 常雇いは、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。
- ・ 臨時雇いは、常雇い以外の雇用者をいいます。

【平成28年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和26年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和26年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の平成28年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、漁家レストランに従事した分を記入してください。

	億	千万	百万	十万	万
年間雇用労賃	205	:	:	:	:

◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、漁家レストランに係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。
また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。
なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
------	------

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒にて、調査票を返送してください。